

乳児等通園支援事業

(こども誰でも通園制度)

がはじまります

令和8年4月から
給付制度として
スタート

◆制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

○対象者 保育所等に通っていないこどもで、0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

○利用可能時間 月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

○利用方法 「こども誰でも通園制度総合支援システム」で申請

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所・認定こども園等 ※小学校就学前まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	乳児等通園支援事業 ※0歳6か月以上満3歳未満まで			幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで			
	一時預かり事業(各施設の自主事業) 保護者の負担軽減のためや緊急保育を必要とする場合に利用可能						

こども誰でも
通園制度

◆期待される効果

こどもにとって

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします



保護者にとって

- 地域の様々な社会的資源につながる契機となります。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てに係る社会的資源を活用しやすくなります。
- 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、不安感や孤立感の解消につながります。



★一時預かり事業との違い

一時預かり事業が、傷病等の緊急保育や保護者の心理的・肉体的負担を軽減するためなど「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、乳児等通園支援事業は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

本事業によって、すべての子どもが保育を受けられるようになります。

◆利用例

※制度上は、様々な利用の仕方が考えられますが、運用上は、受け入れる保育所等の保育士の人数や面積によって利用できる時間や曜日が限定されます。

	月		火		水		木		金		土	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
一週目			利用例① 10時~12時(2h)						利用例② 8時~17時(9h)			
二週目					利用例③ 10時~12時(2h)							
三週目								13時~17時(4h)				
四週目												
五週目							8時~12時(4h)					

利用例②
 特定の日にまとまった時間利用する
 ・長時間保育の体験

利用例①
 毎週決まった曜日・時間帯に短時間ずつ利用する
 ・定期的な使い方
 ・本登園に向けた準備

利用例③
 曜日、時間を固定せず柔軟に利用する
 ・こどもの成長や状態に合わせて

問い合わせ先
 平塚市 健康・こども部 保育課
 電話 0463-21-8555